

## 2 1 世紀における変革への対応・アピール 3

平成 1 4 年 7 月 1 8 日  
全国知事会議セミナー分科会 3

### 循環型社会の構築に向けた環境政策の充実について

今回の全国知事会議セミナー第 3 分科会では、循環型社会の構築に向けた環境施策の充実についてをテーマとして、各県が取り組んでいる施策事例を交えつつ、闊達に意見を交換した。

「環境の世紀」といわれる 2 1 世紀において、環境が未来の世代から託された預かりものであることを認識して、環境保全、さらには環境破壊の未然防止の観点に立って、人と環境が共生した循環型の社会システムを構築することが我々の使命であると、第 3 分科会ではまず決意したところである。

今後の行政施策を展開するに当たって、出された意見は大変有意義なものであったと考える。

- 1 循環型社会の構築に向けて、地方自治体は、環境基本計画に沿った環境施策の推進、公共事業における環境配慮、資源の再利用・省エネ対策の様々な実験など、環境を優先した各種施策に取り組んでいる。

今後は、環境基本計画の柔軟な見直しや、複数の施策を有機的・同時並行的に行うことなど、全体としての効果を発揮させる総合的・計画的な環境政策を推進する必要がある。

- 2 循環型社会の形成に向けた施策の推進については、これまでの地方自治体はリサイクルシステムの構築やリサイクル関連産業の育成及び集積、産業廃棄物処理施設に係る公共関与の導入・検討、廃棄物の不法投棄防止対策、また、新たな方策として法定外目的税である「産業廃棄物税」の検討など各種施策に取り組んでいる。

更なる循環型社会の形成のため、環境と経済活動を対立するものと考えのではなく、同軸として捉え、買い手、売り手、社会及び地球にとって良いという「四方よし」の考え方が重要である。

将来的には、自動車リサイクル法の趣旨に則して、拡大生産者責任の考え方を徹底するとともに、デポジット制度を全国的に展開するなど、各県が協力して広域的な連携を強化する必要がある。

- 3 環境問題の解決のためには、あらゆる主体の参加と連携のもとに取り組む必要があり、循環型社会の形成に向けた意識及び行動の改革が必要である。そのために、子供の時から意識形成のための環境教育の充実や、ライフスタイルを見直す運動の展開、情報公開・情報発信に積極的に取り組むことが重要である。

また、県民・民間団体・事業者・行政のパートナーシップによる多様な環境負荷低減施策を推進する必要がある。

- 4 環境の保全のために、地方自治体においては、地域の特性に応じた水質保全、森林保全等の各種施策を展開しているが、今後とも、地方自治体が主体性を持って総合的に取り組んでいくことが重要である。

